

鶴川図書館運営計画策定及び運営団体結成支援業務委託仕様書

本仕様書は、町田市（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）との間の鶴川図書館運営計画策定及び運営団体結成支援業務委託についての必要な事項を定めるものとする。

第1 件名

鶴川図書館運営計画策定及び運営団体結成支援業務委託

第2 業務目的

町田市立鶴川図書館を別紙「市民協働型の運営へ向けた想定スケジュール」のとおり、市民が主体となって考え運営していくことを実現するため、地域の住民や活動団体との対話を参考にした鶴川図書館運営計画の作成及び改修計画の設計、運営団体の準備及び立ち上げを支援する。

市民参加型プログラム等を通じ、市民参画への機運を醸成し、運営団体を結成するために必要となる、担い手の発掘などを行う。

第3 契約期間

契約締結日から2023年3月24日まで

第4 履行場所

町田市鶴川6-7-2-1-101 町田市立鶴川図書館 ほか、甲が指定または承認した場所

第5 業務内容

1 鶴川図書館運営計画等の作成

(1) 鶴川図書館運営計画素案の作成

地域住民や活動団体へのヒアリングや2020年度に甲が実施した「鶴川図書館再編後の姿を考える」ワークショップの結果を参考に、鶴川図書館の滞在・交流機能を強化し、継続する図書館機能及び市民による新たな取り組みを整理した運営計画素案を作成する（運営団体の構成案を含む）。

(2) 鶴川図書館運営計画の作成

鶴川図書館運営計画素案に対する地域の意見や運営に関心を持つ市民や団体の意見を参考に、継続する図書館機能及び市民による新たな取り組みを整理した鶴川図書館運営計画を作成する。

(3) 鶴川図書館の軽微な改修計画の設計

(1)の取り組みを実現するため、書棚の撤去やベンチの設置など、施設の軽微な改修計画の設計を行う。

2 市民が主体の運営団体設立に向けた支援

(1) 地域との対話の場の支援

鶴川団地センター名店会、公団住宅鶴川団地自治会、鶴川地区協議会など地域のステークホルダーとの対話の場において、甲が提供する資料の作成を支援し、会議の議事録の作成などを行う（地域とのイメージ共有のため必要となる裏付けデータや市民協働による地域の活性化事例など他市の情報等の収集・甲への提供、甲の作成する資料への提案）。

（２）市民参加型プログラムの実施

地域住民や活動団体へのヒアリングや２０２０年度に甲が実施した「鶴川図書館再編後の姿を考える」ワークショップの結果を参考に、鶴川図書館運営計画を実現するための試行的な取り組みとして、市民参加型プログラムを３回程度行う。

また、開催内容の提案のほか、実施に伴う資料及び打ち合わせを含む記録の作成などを行う。

市民参加型プログラムの実施に際しては、チラシを作成し３，５００部印刷する他、効果的に周知する。

（３）市民が主体の運営団体設立に向けた会議の支援

（１）で行った対話や（２）で行った市民参加型プログラムを踏まえ、運営に関心を持つ市民を母体とした団体の設立を目指し、地域における会議の資料および議事録の作成など必要な支援を行う。

３ 甲との打ち合わせへの出席及び記録の作成

本業務は、甲との打ち合わせを綿密に行いながら進め、進捗状況の報告や議事録等の打ち合わせ時の記録を行う。

第６ 業務の前提条件

本業務を進めるにあたっては、「町田市公共施設再編計画」、「効率的・効果的な図書館サービスのアクションプラン」、「町田市５ヵ年計画 22-26」など関連する甲の計画を前提条件として踏まえる。

第７ 業務の成果物

本業務に係る成果物は次のとおりとする。

- （１）業務に当たり実施した甲と乙の打ち合わせの概要
- （２）地域のステークホルダーとの対話の会議録
- （３）市民参加型プログラムの実施報告書
- （４）鶴川図書館の軽微な改修を含んだ運営計画
- （５）運営団体設立に向けた対話の会議録
- （６）成果物をまとめた電子データ（CD-ROM 1 枚）
各資料の電子データの電子ファイル形式は甲乙協議の上決定する。
- （７）その他、甲と乙の協議により必要と認めるもの

第８ 成果品の検査

- （１）乙は、第５の業務につき、本仕様書で成果物として指定された一式を納品し、

- 甲の成果品検査を受けること。
- (2) 成果品の検査において指摘された箇所は、直ちに訂正すること。
 - (3) 業務完了後において、明らかに乙の責に伴う瑕疵が発見された場合、乙は直ちに成果品の訂正を行わなければならない。
 - (4) 甲の検査員の成果品検査合格をもって業務の完了とし、本業務で新たに発生する著作権をはじめとする成果品の全ては、甲に帰属するものとする。

第9 業務の進め方

本業務は甲及び乙が連携して進めることを基本とする。また、独立行政法人都市再生機構が行っている鶴川団地センター商店街街区施設・住宅再編の事業と連携し、調整を図りながら進めるものとする。

第10 環境により良い自動車の利用

契約履行に当たって自動車を利用し、または利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守することとする。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示または写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、または提出することとする。

ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

ウ 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。

第11 情報セキュリティの確保

契約の履行に当たっては、町田市個人情報保護条例、町田市情報セキュリティポリシーを遵守して契約を履行する。

第12 委託料の支払い

乙からの請求書を受理した日から、30日以内に金融機関を通じて支払うものとする。

第13 再委託の禁止

乙は、あらかじめ甲が書面により承諾した場合を除き、受託業務の処理を第三者に委託してはならない。

第14 その他

この仕様書に定める事項について疑義が生じたとき、またはこれらに定めがない事項が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。